

科学技術関係資料整備審議会規則の一部改正（新旧対照表）

科学技術関係資料整備審議会規則（昭和三十六年国立国会図書館規則第三号）

改正後（平成二十三年十一月一日施行）	改正前
<p>科学技術情報整備審議会規則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 国立国会図書館における科学技術情報の整備計画について、館長の諮問に答え調査審議するため、国立国会図書館に科学技術情報整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（庶務）</p> <p>第六条 審議会の庶務は、利用者サービス部科学技術・経済課及び電子情報部電子情報企画課において処理する。</p>	<p>科学技術関係資料整備審議会規則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 国立国会図書館における科学技術関係資料の整備計画について、館長の諮問に答え調査審議するため、国立国会図書館に科学技術関係資料整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（庶務）</p> <p>第六条 審議会の庶務は、利用者サービス部科学技術・経済課において処理する。</p>